

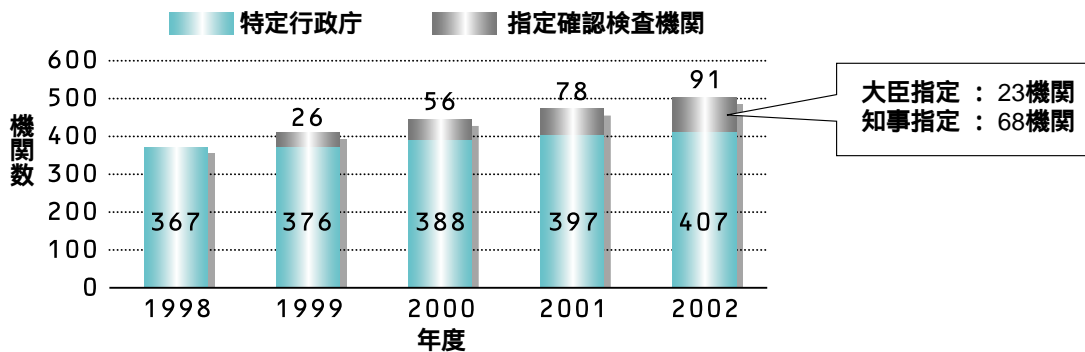
03 建築確認・検査業務の民間開放



これまで、特定行政庁の建築主事が行ってきた建築確認や検査業務を、1999年5月より、必要な審査能力をもつ公正中立な民間機関(指定確認検査機関)でも行えるものとなりました。

これにより、確認済証交付期間を短縮化することや完了検査等の日時に建築主の希望を反映することなど建築主のニーズに即した建築確認・サービスの提供が可能となりました。

特定行政庁と指定確認検査機関の数(2003年2月時点)



大臣(整備局長)指定：2以上の都道府県で業務を行う場合
知事指定：1の都道府県で業務を行う場合

指定確認検査機関の業務実施状況(2003年2月時点)

